

地域指定年度	昭和46年度
計画策定年度	昭和49年度
計画見直し年度	昭和56年度
	平成5年度
	平成11年度
	平成18年度
	平成25年度
	令和元年度
	令和6年度

大府農業振興地域整備計画書

令和7年3月

愛知県大府市

目 次

	ページ
第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農用地利用計画変更の基本方針	3
ア 農用地区域への編入	4
イ 農用地区域の除外	4
(3) 農業上の土地利用の方向	6
ア 農用地等利用の方針	6
イ 用途区分の構想	7
ウ 特別な用途区分の構想	8
2 農用地利用計画	8
第2 農業生産基盤の整備開発計画	9
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	9
2 農業生産基盤整備開発計画	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連	10
4 他事業との関連	10
第3 農用地等の保全計画	11
1 農用地等の保全の方向	11
2 農用地等保全整備計画	11
3 農用地等の保全のための活動	12
4 森林の整備その他林業の振興との関連	12
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の 促進計画	13
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	13
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	13
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	15
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	15
3 森林の整備その他林業の振興との関連	17

第5	農業近代化施設の整備計画	18
1	農業近代化施設の整備の方向	18
2	農業近代化施設整備計画	19
3	森林の整備その他林業の振興との関連	19
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	20
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	20
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	20
3	農業を担うべき者のための支援の活動	20
4	森林の整備その他林業の振興との関連	20
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	21
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	21
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	21
3	農業従事者就業促進施設	21
4	森林の整備その他林業の振興との関連	21
第8	生活環境施設の整備計画	22
1	生活環境施設の整備の目標	22
2	生活環境施設整備計画	25
3	森林の整備その他林業の振興との関連	25
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	25
第9	付 図	別添
1	土 地 利 用 計 画 図 (付図1号)	
2	農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号)	該当なし
3	農用地等保全整備計画図 (付図3号)	
4	農業近代化施設整備計画図 (付図4号)	該当なし
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図 (付図5号)	該当なし
6	生活環境施設整備計画図 (付図6号)	該当なし
7	農用地区域に含めないことが相当な農用地の図面 (付図7号)	
別記	農用地利用計画	26
(1)	農用地区域	26
	ア 現況農用地等に係る農用地区域	26
	イ 現況森林、原野等に係る農用地区域	27
(2)	用途区分	27

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

大府市（以下「本市」という。）は、名古屋市の南部に隣接し、知多半島の根幹に位置している。人口は93,000人（令和6年8月）であり、東西約6.5km、南北約7.0km、総面積33.66km²を有し、東部は尾張と三河を画す境川を介して刈谷市に接し、衣浦臨海工業地帯に臨み、南部は知多郡東浦町に、西部はおおむね愛知用水幹線路によって東海市に、更に北部は名古屋市（緑区）、豊明市と続き名古屋市南部臨海工業地帯に接している。

自然条件は、標高20mから60mの丘陵が継続して市街地を取り巻くような形をなし、中央部と境川沿岸は低地となって南方に広がっている。

地質は、名古屋碧南線の低地によってほぼ東西二つの地域に分けられ、東部では洪積層の堆積で八事層とシルト層が互層をなしており、西部では八事層の下部にあたると思われる新第三紀層の猪高層が表面に現れている。

交通は、JR東海道本線、JR武豊線、伊勢湾岸自動車道、知多半島道路、国道23号があり、名古屋市及び知多半島へのアクセスは鉄道、道路ともに良い条件にある。

そして、あいち健康の森周辺には、独立行政法人国立長寿医療研究センター、あいち健康プラザ、あいち小児保健医療総合センター、げんきの郷等の健康、医療、福祉、介護等に関して高いポテンシャルを持つ施設が多数立地している。

本市では、これらの地域条件及び地域資源を活用し、健康長寿に関連する産業や先端技術産業等の創出及び企業の誘致を推進し、良好な都市基盤を形成することにより、市民が安心して生活し、活動できる環境づくりを行うとともに、ゆとりと潤いのある都市環境の形成を目指している。

そして、農業については、名古屋市など多くの人口を抱えた消費地に隣接している立地条件を活かし、ぶどう、梨、木の山芋などの農産品や農産物加工品等を供給することにより、付加価値の高い都市近郊農業の推進を図る。

なお、地域の発展に必要な都市的需要の構想については、総合的な視点に立って大府市総合計画、大府市都市計画マスタープラン等との整合を図り計画的な土地利用を進めるとともに、構想の具体化に際しては、農業的土地利用と他

の土地利用との調整に十分留意する。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和6年)	ha 777	% 38.6	ha 7	% 0.3	ha 127	% 6.3	ha 309	% 15.4	ha —	% —	ha 793	% 39.4	ha 2,013	% 100
目標 (令和16年)	671	33.7	7	0.3	124	6.2	312	15.7	—	—	879	44.1	1,993	100
増減	▲106		0		▲3		3		—		86		▲20	

(注) 1 工場用地はその他に含む。

2 現在値は、地番管理調査（令和6年5月）による。

3 計の変更（▲20ha）は、令和7年度に市街化区域への編入を想定。

4 目標は、開発構想52ha、行政案件1ha、個別案件36ha（年3.6haと推計）の計89haの減少とした。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地777haのうち、a～cに該当する農用地約626haについて、農用地区域を設定する。

a 集団的に存在する農用地。

10 ha以上の集団的農用地

b 国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にある土地。

c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である農用地。

ただし、a～cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含まない。

(a) 集落区域内（接続集合して存在する宅地、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地。

該当集落数 6 該当農用地面積 85 ha

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地。 該当農用地面積 64 ha

(c) 小規模な面積で、地形上周辺農地と一体的に利用できない農地として市の判断により農用地区域に含めない農用地。

該当農用地面積 2 ha

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

山林、原野等については上記(ア)(イ)(ウ)の土地の農業上の利用を確保するために必要な土地について、農用地区域を設定する。

(2) 農用地利用計画変更の基本方針

社会情勢の変化に伴い農業を取り巻く構造にも変化が現れた。本市においてもその影響を受けており、担い手の高齢化、農家の農業離れや他産業への流出現象等も見受けられる。

また、国において、「食料・農業・農村基本計画」及び「農用地等の確保等に関する基本指針」が令和2年に変更され、愛知県においては「愛知県農業振興地域整備基本方針」が令和3年に変更され、更に、「農地中間管理事業の推進に関する法律」が令和5年に改正されたことにより、農地の確保と有効利用は重要な課題である。農業振興地域整備計画に時代の変化を考慮した整備計画としての位置付けを持たせ、本市の農業方向の誘導に取り組む。

今回の見直しについては、おおむね10年を見通して策定する計画であり、集団的な優良農地の確保を前提に考慮し、農用地区域からの安易な除外は抑制し、本市における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想及び第6次大府市総合計画、第4次大府市都市計画マスタープランと整合を図りながら、担い手への農地利用集積と地域の活性化を進めるとともに将来に向けて、農業後継者や認定新規就農者等の育成と効率的な営農ができる環境を整備し、優良農地の保全に努める。

ア 農用地区域への編入

以下のいずれかの項目に該当する土地について、農用地の編入に努める。

- (ア) 過去に国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業が実施された土地及び今後国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業が実施されることが見込まれる土地。
- (イ) 集団的な農地で面積がおおむね 10 ha 以上あり、優良農地として保全していくことが望ましい土地。
- (ウ) 農業の振興を図るため、農業上の利用に寄与することが見込まれる土地。

イ 農用地区域の除外

(ア) 集落介在地

集落等に介在する農用地等については、農用地区域設定当初における趣旨を十分勘案して慎重に取り扱うものとし、除外は最小限度にとどめるものとする。

周辺の土地利用や関連する地域的情勢・背景を踏まえながら、総合的、客観的な観点から今後とも農用地として農業上の利用が困難であると認められる次の要件を全て満たす土地とする。

- a 農用地区域の外周にあつて、集落内に介在し、既存農用地区域内農用地等と一体的な利用が困難なおおむね 30 a 以下の土地。
- b 除外することによって近隣の農用地等に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地。
- c 周囲（3方向以上）が宅地、雑種地等に囲まれている土地。
- d 過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後農業生産基盤整備事業が実施される見込みのない土地又は工事完了後 20 年以上経過した土地。

※ (ア) の a の考え方の基準となる面積 30 a 以下について

基盤整備事業では大型機械による営農が可能な土地条件として、一ほ場の区画面積の基準を 30 a としている。このため 30 a 以下の農地は効率的な農業を営むことが困難であり、農用地区域の整理を行う必要があるという考え方に基づく。

(イ) 山林介在地

山林等に介在する農用地等については、農用地区域設定当初における趣旨を十分勘案して慎重に取り扱うものとし、除外は最小限にとどめるものとする。農用地等が荒廃化している等の土地利用の現況にとらわれることなく、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難であると認められる次の要件を全て満たす土地とする。

- a 農用地区域の外周部にあつて、山林等に介在する飛び農用地等で、周辺の農用地等と一体的な利用が困難なおおむね 30 a 以下の土地。
- b 除外することによって、農業的土地利用に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地。
- c 相当期間、農業生産基盤整備事業が実施されていないこと。なお、工事完了後 20 年以上経過した事業については相当期間に含める。

※ (イ) の a の考え方の基準となる面積 30 a 以下について

基盤整備事業では大型機械による営農が可能な土地条件として、一ほ場の区画面積の基準を 30 a としている。このため 30 a 以下の農地は効率的な農業を営むことが困難であり、農用地区域の整理を行う必要があるという考え方に基づく。

(ウ) 近代化不可地

自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地については、農用地区域設定当初における趣旨を十分勘案して慎重に取り扱うものとし、除外は最小限にとどめるものとする。

周辺の土地利用や関連する地域の情勢・背景を踏まえながら、総合的、客観的な観点から今後とも農用地として農業上の利用が困難であると認められる次の要件を全て満たす土地とする。

- a 過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後農業生産基盤整備事業が実施される見込みのない土地又は工事完了後 30 年以上経過した土地。
- b 自然的な条件からみて、生産性が低く農業の近代化が図れない土地。
- c 除外することによって近隣の農用地等に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地。

(エ) 公共案件・一般個別案件の土地

随時に発生する小規模な公共案件及び一般個別案件については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第13条第2項第1号から第6号までの要件を満たすとともに、次の要件を満たす土地及び農振法第10条第4項に該当する土地について検討する。

- a 本市の農業振興に支障がないこと。
- b 新規事業の場合は当該施設を必要とする明確で合理的な理由が客観的に認められること。
- c 他法令に基づく許認可等の見込みが明らかであること。

(3) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農業形態はJR東海道線を挟んで、東部農業ゾーンと西部農業ゾーンに区分され、前者においては水田を中心とした兼業経営地帯であり、後者においては畑地を中心とした専業経営を主体としている。両ゾーンとも都市近郊の立地条件を生かし、生鮮農畜産物の供給基地的役割を果たしている。

米の生産数量目標の配分の廃止がされた平成30年産以降も、米の需給と価格の安定のために、知多地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョンに基づき、需要に応じた生産の取組が必要であり、米・大豆・飼料作物及び野菜・果樹・花きの作付けを奨励していく。

《農用地区域内の地区別土地利用の状況》

単位：ha

区分 地区名	農地	採草 放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	計
A 大府・森岡	31	—	—	1	32
B 横根	60	—	—	0	60
C 北崎	133	—	—	1	134
D 共和	111	—	—	0	111
E 長草	166	—	—	2	168
F 吉田	259	—	—	3	262
計	760	—	—	7	767

資料 地番管理調査（令和6年5月）による。

イ 用途区分の構想

本地域の農用地等を旧大字境によって6地区（A～F）に区分し、優良農地の効率的な利用を図る。

（ア）A地区—大府・森岡地区

本地区の東部及び西部の基盤整備事業が実施された水田は、水田としての利用や米以外の作目の導入を図っていく。

また、地区北部の長根山にはぶどうの専業農家があり、引き続きぶどう園として保全に努める。

（イ）B地区—横根地区

本地区の南東部に広がる基盤整備事業が実施された水田約47haは、集团的農用地であることから引き続き水田として利用する。

また、農地の利用集積を進め、担い手農家の育成・強化を図る。

（ウ）C地区—北崎地区

本地区の平坦部の基盤整備事業が実施された農地は利用効率を高めるため、利用集積を進め、担い手農家の育成・強化を図る。

地区北部にはぶどう、梨を中心とした樹園地が広がっており、今後は施設栽培の導入により集団化・産地化を図る。

（エ）D地区—共和地区

本地区の東部には、基盤整備事業が実施された畑地約16haがあり、露地野菜の栽培が行われており、今後も畑作の振興を図る。

また、西部の木の山地区には、約46haの基盤整備事業が完了済みであり、この地区では米、露地野菜が主体で一部では施設野菜が行われている。特に本市の特産品である木の山芋・木之山五寸にんじんの栽培を推進していく。

（オ）E地区—長草地区

本地区の東部の基盤整備事業が実施された水田では、施設野菜（いちご）、果樹等の生産振興を図る。

また、西部地区の畑地については、露地野菜（キャベツ、たまねぎ等）、施設野菜（いちご、トマト）、果樹（ぶどう、もも及び梨）の生産振興を図り、農地としての利用を促進する。

なお、長草町杵口下に製造業や流通産業などを誘致する構想（22.9ha）があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な

調整を行うこととする。

(カ) F地区－吉田地区

本地区は市内でも最も畑地が集団化した優良農地が展開し、露地野菜（キャベツ、たまねぎ、ばれいしょ等）、施設野菜（トマト、いちご）、ぶどうを主体とした経営が行われている。約 195 ha の農用地は基盤整備事業が実施され、その内訳は水田が約 106 ha、畑地が約 89 ha である。

今後とも水田については、客土等の事業を推進し、露地野菜等の生産振興を図る。一方、丘陵地の農地は畑地、樹園地としての土地利用を行っていく。

なお、毛分田、家下、上家下、米田町一丁目に「ウェルネスバレー造成事業」（A地区：4.6ha・B地区：12.0ha・C地区：12.0ha）として健康長寿の関連企業を始め、製造業や流通業務施設等の企業誘致を図る構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。（詳細は付図8号のとおり）

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業振興地域における農用区域面積 767 ha のうち、平坦地ではおおむね基盤整備事業が完了しており、完了していない未整備地区は一部となっている。本市においては、水田に比べて畑地の基盤整備率は高くない状況にある。

このような状況の中で丘陵地においては、畑地、樹園地を中心に農業経営が行なわれているが、畑地の多い共和、長草及び吉田地区の西部農業ゾーンにおいては高性能農業機械を導入した近代的農業に対応できず、利用率の低い農用地もある。

そこで、丘陵地にある畑や樹園地は客土や土壌改良に努め、農用地の効率的な活用を図る一方、水田については、基盤整備事業がほぼ完了していることから、今後は客土等の事業を推進し、農地の利用効率を高め、農業経営の安定を図る。

ア A地区—大府・森岡地区

低地で沖積層の土壌が水田の主体をなしている当該地区は、基盤整備事業が完了しており、今後とも水田の効率的な利用を促進する。

また、北部丘陵地は引き続き観光ぶどう園として保全に努める。

イ B地区—横根地区

低湿な沖積層、洪積層土壌の当該地区の水田は、基盤整備事業が既に完了しており、湛水防除事業、かんがい排水事業も実施されたことにより、農地の利用集積を進め、担い手農家の育成・強化を図る。

ウ C地区—北崎地区

低湿な洪積層土壌の当該地区の水田は、基盤整備事業が既に完了しており、湛水防除事業、かんがい排水事業も実施されたことにより、農地の利用集積を進め、担い手農家の育成・強化を図る。

また、樹園地（ぶどう、梨）については、施設栽培の導入により産地化を図る。

エ D地区—共和地区

低湿で洪積層土壌の水田については、基盤整備事業が完了しているとともに、用水路はパイプライン化が進み、今後も水田の効率的な利用を図る。

また、畑作の振興を図り、木の山芋、木之山五寸にんじん等の栽培を推進する。

オ E地区—長草地区

低湿な沖積層土壌の水田は、基盤整備事業が完了しており、今後も水田の効率的な利用を図る。

また、水田転作と併せた飼料作物や畑地では露地野菜(キャベツ、たまねぎ等)、施設野菜(いちご、トマト)及び果樹(ぶどう、もも及び梨)の生産振興を推進する。

カ F地区—吉田地区

低湿な洪積層土壌の水田は、基盤整備事業が完了しており、今後も客土等が行われた水田の効率的な利用を図る。

また、畑地では露地野菜(キャベツ、ばれいしょ及びたまねぎ)及び施設野菜(トマト、いちご)が、丘陵地の樹園地ではぶどうが作られており、生産振興を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

担い手農家の高齢化、離農により遊休農地や管理不十分な農用地等の増加が懸念されることから、本市、大府市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、あいち知多農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、愛知用土地改良区（以下「土地改良区」という。）等が連携を密にして、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。）第12条第1項の規定による認定農業者（以下「認定農業者」という。）等の農用地の受け手に対して農地の利用集積・集約化を進めるとともに、農地を良好な状態で保全するように努める。

また、農用地や農業用施設等の自然災害発生防止のため、ため池の耐震対策や農業用排水路等の改修を進める。

2 農用地等保全整備計画

単位：ha

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
県営たん水防除事業	横根川排水機場 Φ900-123kw、Φ1350-250kw、 Φ700-77kw、Φ1000-151kw、8.4 m ³ /S	A B C	81.7	1	横根川地区 (令和2年度～ 令和11年度)
県営防災ダム事業	堤体補強工L=156m、余水吐工一式、 取水工一式、緊急放流工一式	F	28.4	2	口無池地区 (令和4年度～ 令和7年度)
県営防災ダム事業	堤体補強工L=113m、 洪水吐工一式	D	0.9	3	才田池地区 (令和6年度～ 令和9年度)
県営防災ダム事業	堤体補強工一式 ほか	F	7.1	4	神様池地区 (令和8年度～ 令和11年度)
県営防災ダム事業	堤体補強工一式 ほか	F	未定	5	藤治池・骨田池地区 (令和9年度～ 令和12年度)

3 農用地等の保全のための活動

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、今後、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者等（農用地の受け手）の状況等に応じ、農地の利用集積・集約化の取組を促進する。その際、本市は、関係機関とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者を始めとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

更に農業委員会を核とした農用地利用調整活動を活発化し、遊休農地の利用の掘り起こし活動を強化するとともに、農地の流動化に関する情報の一元化を図り、利用権の設定等を推進する。

また、農村の自然環境や景観の保全、形成等の多面的機能、ゆとりと安らぎといった価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要であり、地域において多面的機能支払交付金の活用による地域ぐるみでの効果の高い共同活動を支援する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業経営の目標は、基幹経営体においては1戸当たり年間農業所得おおむね800万円、1人当たりの年間労働時間おおむね1,800時間、新規参入者については1戸当たり年間農業所得おおむね250万円、1人当たりの年間労働時間おおむね2,000時間の水準を実現できるものとし、次表のとおり営農類型ごとに育成する。

また、意欲のある経営体のうち、条件の整ったところは法人化等企業的経営へと誘導する等、これら経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

効率的かつ安定的な農業経営の年間農業所得及び年間労働時間目標

	年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
農業経営の効率的かつ安定的な目標	主たる従事者1人当たり おおむね400万円 基幹経営体当たり おおむね800万円 ただし、営農類型において、露地野菜が含まれる場合は、以下のとおりとする。 主たる従事者1人当たり おおむね370万円 基幹経営体当たり おおむね740万円 ※基幹経営体 経営規模から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営体（主たる従事者2名を想定）。	おおむね1,800時間 ただし、営農類型において、露地野菜が含まれる場合は、2,000時間とする。
青年等の新たに農業経営を営もうとする目標	主たる従事者1人当たり おおむね250万円 1 新規参入者（非農家出身新規農業者）を想定している。 2 地域のおおむね同等の年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ実現可能な目標所得とする。	おおむね2,000時間

出典 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月）

《主要な営農類型ごとの安定的な農業経営を行うための経営面積の指標》

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
基 幹 経 営 体	稲・飼料用 稲複合経営	水田 40ha	水稲移植 11ha 水稲直播 11ha WCS用稲 5ha 飼料米 13ha	3	(ha) 120.0 (40ha×3戸)
	キャベツ主体経営	畑 4.5ha	キャベツ 2.5ha たまねぎ 1.5ha スイートコーン 0.5ha	8	41.6 (5.2ha×8戸)
	トマト専作経営	畑 0.4ha	トマト 0.4ha		
	イチゴ専作経営	畑 0.3ha	イチゴ 0.3ha		
	輪ギク専作経営	畑 0.4ha	キク 0.4ha	—	—
	洋ラン経営	畑 0.3ha	デンドロビウム 0.3ha	—	—
	ぶどう専作経営	畑 1.2ha	露地巨峰 0.4ha 巨峰(ハウス) 0.2ha 欧州系品種等(ハウス) 0.4ha 欧州系品種等(露地) 0.2ha	11	29.7 (2.7ha×11戸)
	なし専作経営	畑 1.5ha	幸水、豊水、あきづき、 新高、その他 1.5ha		
	酪農専業経営	乳牛 55頭	—	4	—
	肉用牛専業経営	肉牛 250頭	—	2	—
養豚専業経営	母豚 100頭	—	2	—	
採卵養鶏経営 (有利販売主体)	採卵鶏 10,000羽	—	1	—	
個 体 経 営 体	キャベツ主体経営	畑 240a	キャベツ 150a たまねぎ 60a スイートコーン 30a	—	—
	ミニトマト専作経営	畑 10a	ミニトマト 10a		
	トマト専作経営	畑 22a	トマト 22a		
	いちご専作経営	畑 18.5a	いちご 16a 育苗ハウス 2.5a		
	ぶどう専作経営	畑 40a	露地巨峰 20a 簡易ハウスその他 20a		

出典 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(令和5年9月)

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市は、兼業農家が8割を超え、地理的条件を生かした都市近郊農業が主体である。

農業者に対して、集団的な土地利用調整活動を実施し、優良農地を面的に集積した上で認定農業者や意欲的な農業者に利用権設定し、効率的な農用地の利用を図る。

また、農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、今後、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者等（農用地の受け手）の状況等に応じ、農地の利用集積の取組を促進する。

なお、取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者を始めとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

認定農業者等、農業経営の規模拡大に意欲のある農業者に対しては、農業委員会を中心に利用調整を活発化し、農地利用最適化推進委員等による農地の掘り起こしに努める。

また、農業経営の規模拡大及び農用地の効率的利用に関して、より組織的・計画的に進めるために、以下の方策を推進する。

(1) 農地の流動化対策と利用集積の推進

ア 農地中間管理事業

本市及び農業委員会は、農地中間管理事業を促進するため、情報共有と農地中間管理事業の活用を努める。

イ 地域計画

経営体の確保・育成や、農地の集積に必要な取組を支援するため、新規就農者総合対策支援事業や強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の制度の活用や市独自の支援制度等により、中心的な経営体の体質強化を図るとともに、農業の競争力を高め、持続可能な農業の実現を目指す。

(2) 農作業の受委託の推進対策

農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るため、次の項目について重点的に推進を行う。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進。
- イ 効率的な農作業の受委託事業を行う生産組織又は農家群の育成。
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発。
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化。
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進。
- カ 農作業の受委託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受委託料金の基準の設定。

(3) 担い手農家の育成

担い手の確保・育成を推進するため、本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、愛知県等の関係機関により構成した大府市営農振興対策協議会を十分に機能させ、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、愛知県等が役割分担を明確にした上で、十分なる相互の連携を図り集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための徹底した話し合いを促進する。

さらに、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や生産組織及びこれらの周辺の農家に対して上記の協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

(4) 農業生産組織の活動促進対策

育苗、収穫及び出荷作業の共同化による地域全体の労働力調整や土地利用調整による経営拡充を図るとともに、作柄の安定化による品質向上、出荷規格の高位水準化及び農作物の高付加価値化を図り、産地としての市場評価を高めることに

より、農業生産組織の安定を図る。

(5) 地力の維持増進対策

地力の維持増進を図るため、畜産農家と耕種農家の連携により、良質堆肥の利用促進を推進する。

(6) 食農教育の推進

次世代を担う子どもたちに農業体験を通じた食農を推進し、食を支える農業の役割についての理解を促すとともに、長期的な視点から地域の農業の担い手を確保する。

さらに、生徒・児童が農業に興味関心を持ち、農業が将来的な進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、児童農業体験活動支援事業等農業体験ができる仕組を継続したりすることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(7) 農山漁村発イノベーションの推進

「大府市農山漁村発イノベーション推進戦略」に基づき、6次産業化を発展させて、多様な主体の参画により、本市の地域資源から新たな価値を創出して、所得の向上と雇用機会を確保し、農業が持続可能な産業となるよう活性化させる。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、都市近郊における農畜産物の生産地としての役割を持っている。

しかし、農業をとりまく情勢は非常に厳しい状況で、労働生産性を向上させ、大規模水田経営の確立等の低コスト生産を進める必要がある。

従来から作付されている重量野菜（たまねぎ、キャベツ及びびばれいしょ等）の振興、省力化及び低コスト化のための機械化及び新品種の適応性の検討と選定を行う。

さらに、施設野菜の栽培普及に努めるとともに、環境制御装置の導入を推進する。

一方果樹については、農業者が安定した経営に専念できるよう省力化及び低コスト化を進めるとともに、高品質果実の安定生産を推進する。

また、生産意欲の高い兼業農家についても、現在の所有機械の更新の中で、農地の利用調整、機械の共同利用等を進め、経営の実情に応じた改善を図る。

畜産部門では酪農において、生産施設の充実を図るため、機械化作業による労働時間の短縮を図り、飼養管理面において新技術の導入を推進するとともに、排せつ物処理高度化施設や堆肥散布機械等の整備を推進する。

(1) 米・大豆

米は、食味や品質の優れた品種への集約や栽培技術の改善等を進める一方、労働生産性を向上させ、大規模水田経営の確立と低コスト生産を進める必要がある。

また、主食用米の需給調整を図るため、新規需要米、特に飼料用米の取組を推進する必要がある。

大豆についても、実需者ニーズに沿った品質の向上を図るとともに、作付の団地化や担い手への農用地の利用集積を進め低コスト生産に努める。

このため、それぞれの産地の実態に即した大型機械や大規模乾燥調製貯蔵施設等の管理を推進する。

さらに、経営の合理化を図るため、ICT（情報通信技術）を活用した管理システムの導入を推進する。

(2) 野菜

野菜は、近年、農業従事者の高齢化や後継者不足により、作付面積が減少傾向にあるが、消費者からは新鮮な野菜を安定的に供給することが期待されているため、計画的な生産出荷に対応できる産地の育成を推進する。

露地野菜については、省力化や低コスト化を進めるため、多目的作業機や収穫

機の導入等を推進し、機械化一貫作業体系の確立及び経費の削減を図る。

施設野菜については、ICT を活用した環境制御装置の導入を推進するとともに、遊休施設の有効活用を推進する。

また、原油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を図るため、省エネ施設の導入等を推進する。

(3) 果樹

果樹は、永年性作物であるため、需給の長期見通しに基づいた適地適作を基本として、園内道の整備の園地条件の改善や低樹高栽培等による省力化及び低コスト化を進めるとともに、栽培の施設化及び優良品種の導入等により高品質果実の安定生産を推進する。

(4) 花き

花きは、切花を始めとした輸入の増加、経済停滞の影響による業務用需要の減退等消費動向の変化に対応するため、新品種の育成等によるブランド化やICT を活用した総合環境制御の導入によって生産コストの削減を図る。

(5) 畜産

牛は、自給粗飼料生産の機械化や飼養管理技術の向上等により省力化を図る。

豚は、繁殖豚の品種統一化による優良種豚の増殖、快適な環境づくり及び県機関等との連携を密にし優良な系統豚の導入を進める。

採卵鶏は、環境制御装置の導入により飼育環境の改善及びシステム鶏舎、自動給餌器・集卵装置の導入により生産性の向上を図る。

さらに、いずれの畜種においても環境保全対策のため、排せつ物処理高度化施設や堆肥散布機械等の整備、また、生産の合理化につながる高性能機械や近代化施設の整備を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

担い手の確保・育成を推進するため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、愛知県等の関係機関により構成した大府市営農振興対策協議会を十分に機能させ、関係機関の役割分担を明確にした上で、十分なる相互の連携を図り集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための徹底した話し合いを促進する。

さらに、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や生産組織及びこれらの周辺の農家に対して、上記の協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

大府市営農振興対策協議会、知多農林水産事務所農業改良普及課の協力を受けて、農業経営改善計画の認定を受けた農業者や組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

特に、農業者が先進的技術の導入や資本装備等に大きな資金をかけて経営を発展しようとする場合には、適切な資金計画の下に施設への投資ができるよう大府市営農振興対策協議会や日本政策金融公庫の参画を仰ぎつつ、資金計画に係る研修や濃密な指導を実施する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本地域は、計画的な企業誘致により工業化が進み、本市のまちづくりのテーマ「いつまでも住み続けたいサステイナブル健康都市おおぶ」の理念にも合致した発展をしてきている。そのため関連産業の集積も大きく、市域の内外にわたって就業機会に恵まれている。

そこで、農業従事者にとってより安定的な就業が図られるよう、今後は高付加価値企業の誘致に努め、農業従事者のニーズにあった安定的な就業機会の確保を進める。

〈兼業農家の農業以外の従事状況〉

(単位：人)

区 分	従 業 地								
	市 内			市 外			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
I									
恒 常 的 勤 務	45	24	69	70	20	90	115	44	159
自 営 兼 業	52	27	79	8	4	12	60	31	91
出 稼 ぎ	0	1	1	0	1	1	0	2	2
日 雇 ・ 臨 時 雇	25	25	50	10	6	16	35	31	66
総 計	122	77	199	88	31	119	210	108	318

(注) 令和5年8月実施の「農業振興地域整備計画に関する意向調査結果」及び基礎調査資料「農業従事者の就業の動向及び見通し－専兼業等別（第1種・第2種兼業）」の見通しより推測した。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

該当なし

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

名古屋圏の発展や中部国際空港、リニア中央新幹線の整備は、本市の開発ポテンシャルを高め、人口増加の要因を強めるものと考えられる。

このため、緑や自然を保全育成しつつ、市民の多様なニーズに対応した質の高い居住環境を整備し、本市の将来都市像である「いつまでも住み続けたいサステナブル健康都市おおぶ」を実現するため、ふさわしい都市空間づくりを推進しなければならない。

市民のさまざまな交流活動や生活移動を支える交通基盤を強化するため、道路ネットワークの強化を促進するとともに、市街地の中やその周辺に、生活に溶け込んだ豊かな緑を確保するため、本市の特色でもある多くの緑やため池を活用し、公園、緑地、水辺等を将来にわたって市民が身近で自然とふれあえる空間として整備を進める。

(1) 安全性

交通安全面については、地域の代表、事業者、行政などによって構成される交通安全協会や地域、各種団体などとの協働による交通安全対策を推進するとともに、地域、事業者、行政などによる交通安全活動を市民にも展開・普及する。

また、標識や路面標示の改善により、あらゆる利用者にとって、安全で利用しやすい道路環境を整備し、事故発生の場所や事故が予測される場所などの危険箇所カーブミラーや照明灯などの交通安全施設を整備するとともに、通学路における危険箇所にグリーンベルトを整備する。

防災面については、大府市総合排水計画の見直しを行うとともに、本市独自の治水対策の取組を充実する。

また、市民への的確な避難勧告や防災学習センターを活用した水害に対する啓発など、防災・減災施策と連携し治水ソフト対策を強化する。

さらに、大府市下水道事業ストックマネジメント計画に基づく雨水排水施設の改修・更新と耐震化を推進し、雨水排水施設の維持管理の効率化を図る。

防火面については、社会福祉施設を始め大型店舗、ホテル、危険物施設などの防火対象物に対する火災予防査察を強化するとともに、市民、自治区、事業者などに対する訓練指導やイベントを通して、防火・防災意識の向上に取り組む。

また、スケールメリットの実現による消防・救急体制の充実の観点で近隣消防

本部と連携し、消防の広域化の調査・研究を行う。

防犯面では、警察などの関係機関から提供される地域の犯罪に関する情報発信を行い、市民の情報通信環境の変化に応じた情報発信方法を検討する。

また、学校や保育園などで不審者対応訓練、女性向けの防犯講話や研修などを実施するとともに、高齢者に対し事業者や警察と連携し、金融機関などで特殊詐欺への注意喚起を行う。

さらに、県が警察署を早期に設置できるよう、全面的に協力するとともに、引き続き警察とも連携し、安心安全なまちづくりを推進する。

(2) 保健性

ごみの処理については、周辺の地方公共団体と協力し、事業所で発生する草木類などの資源化を推進し、家庭から排出される剪定枝などについても、東部知多衛生組合とともに資源化の仕組みを検討する。

また、ごみの減量化及び資源化への取組を推進するため、循環型社会形成の基本である3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底を広く啓発し、資源になる品目や資源ステーションの在り方を検討し、ごみと資源の出しやすい環境を整えることで、市民の負担の軽減とリサイクルへの取組を推進する。

給水については、配水施設・管路の計画的な更新と耐震化、定期的な保守点検、部品交換など適正な維持管理を行う。

また、災害や緊急時に迅速に応急給水などが行えるよう、地域とともに訓練を実施し、県や周辺の地方公共団体と緊密に相互連携し、災害発生時の支援体制の充実を図る。

排水処理については、大府市総合排水計画の見直しを行うとともに、本市独自の治水対策の取組を充実する。

また、大府市公共下水道事業ストックマネジメント計画に基づき、適切な下水道施設の維持管理及び計画的な改築・更新を進める。

医療・介護については、市民を始めさまざまな機関や団体との連携を一層強化し、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らせる地域共生社会のまちづくりを進める。

また、市内や近隣の医療機関と連携し、安心できる医療体制の充実を図る。

(3) 利便性

公共交通については、公共交通ネットワークについて、新たに「大府市地域公共

交通網形成計画」を策定し、地域住民、交通事業者、NPO、行政が一体となり、鉄道、路線バス、タクシーなどが連携した利便性の高い移動環境の形成を進める。

また、ふれあいバス（大府市循環バス）の運行は、市民や関係機関の意見を聞き、地域の実情に応じて路線やダイヤの見直しを行い、利便性の向上と利用者数の増加に努める。

情報については、第4次大府市情報化基本計画を策定し、情報セキュリティを確保した計画的なICT化による事務の最適化を推進する。

また、IoT、AI、RPAなどの先端技術を活用したシステムの構築に取り組む。

（4）快適性

公園については、市民参加のワークショップを開催するなど、さまざまな意見を取り入れ、市民が愛着を持ち、維持管理にも携わることができる取組を推進する。

また、川池や新池などのため池を活用した親水空間の整備や鞍流瀬川などの河川緑道の整備などにより、水辺や緑と親しめる空間を創出する。

高齢者については、自治区を始めとした地縁組織、民生児童委員、地域づくりコーディネーター、NPO・ボランティア、行政など多くの関係者が連携・協働し、複雑・多様化する福祉ニーズに対応していく。

また、福祉サービスを利用するうえで、身近に相談する人がいない、あるいは相談窓口まで行くことができない人に対し、地域住民、民生児童委員、地域の各種団体が協働し、訪問などのアウトリーチ機能の充実を図る。

託児については、変化する保育需要や地域性を踏まえ、公立の役割を果たしながら私立の強みを生かすことができるよう、公立と私立の適正な配置を進め、待機児童の発生抑制に努めるとともに、老朽化した公立保育園の再整備については、民間事業者の参入も視野に入れて検討する。

また、保護者のニーズを的確に把握するとともに、親子がともに成長し合えるような保育・幼児教育を提供する。

（5）文化性

文化芸術については、各種教室、舞台芸術公演などを実施し、豊かな学びの機会、質の高い文化芸術に触れる機会を提供し、市民が文化活動に主体的に参加できる機会を提供するとともに、その充実を図り多様な人々との交流・連携を促し、

文化を広げる取組を進める。

また、市民が文化芸術に触れる基盤となる文化施設などの機能や価値を高めるため、計画的な施設の維持管理を行うとともに、既存の文化施設を活用し施設間で連携した取組を展開するなど、市域全体で文化芸術に触れる機会を創出する。

生涯学習については、各公民館で重点的に実施する生涯学習分野を設定し、講座メニューと内容の充実を図ることで、さまざまなニーズに対応するとともに、幅広い市民サービスの提供や貸館範囲の見直しを検討する。

また、公民館の運営方法などについて調査研究を進め、地域の課題を解決する拠点施設としての活用を促進し、若い世代が講座などに参加しやすくなる取組を進める。

スポーツについては、スポーツ人口の増加やニュースポーツなどの普及により多様化する市民ニーズに対応できるよう、スポーツ施設の新設や計画的な改修に取組、子どもから高齢者までの幅広い世代が生涯にわたり健康づくりや地域とのつながりづくりを行うことができる活動拠点の整備を推進する。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付 図

別 添

- 1 土 地 利 用 計 画 図 (付図1号)
- 2 農 業 生 産 基 盤 整 備 開 発 計 画 図 (付図2号) 該当なし
- 3 農 用 地 等 保 全 整 備 計 画 図 (付図3号)
- 4 農 業 近 代 化 施 設 整 備 計 画 図 (付図4号) 該当なし
- 5 農 業 就 業 者 育 成 ・ 確 保 施 設 整 備 計 画 図 (付図5号) 該当なし
- 6 生 活 環 境 施 設 整 備 計 画 図 (付図6号) 該当なし
- 7 農 用 地 区 域 に 含 め ない こと が 相 当 な 農 用 地 の 図 面 (付図7号)

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地及びにこれらの土地以外の土地であって、現況宅地、境内墓地、鉄塔敷地、池沼、山林原野、河川敷及び市有行政財産を除く土地を農用地区域とする。

(ただし、表示の手段は土地利用計画図「付図1号」による。)

地 区 ・ 区 域 番 号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	備 考
A 大 府 ・ 森 岡	大府町、森岡町を中心に付図1号に示すAの区域	左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	
B 横 根	横根町を中心に付図1号に示すBの区域	左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	
C 北 崎	北崎町を中心に付図1号に示すCの区域	左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	
D 共 和	共和町を中心に付図1号に示すDの区域	左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	
E 長 草	長草町を中心に付図1号に示すEの区域	左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	
F 吉 田	吉田町を中心に付図1号に示すFの区域	左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	

「詳細は付図8号のとおり」

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

アに掲げる土地の農業上の利用を確保するために必要な土地は、農用地区域とする。

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・ 区域番号	用途区分
A 大府・森岡	農地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地
B 横根	農地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地
C 北崎	農地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地
D 共和	農地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地
E 長草	農地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地
F 吉田	農地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地

「詳細は付図8号のとおり」